

## 燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市協賛取扱基準

### 1 趣旨

この基準は、燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市協賛取扱要項第6項に規定する「協賛への謝意」について、必要な事項を定める。

### 2 謝意実施基準

協賛者へ謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	協賛への謝意	対応方式	対応者
企業・団体等	30万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	30万円未満 10万円以上	感謝状	持参	副会長
	10万円未満	礼状	持参又は 郵送	総務企画 専門委員長
個人	10万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	10万円未満 5万円以上	感謝状	持参	副会長
	5万円未満	礼状	持参又は 郵送	総務企画 専門委員長

### 3 協賛者名掲載基準

広報紙等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	広報紙・ホームページ	協賛物品
企業・団体等	30万円以上	協賛者バナー貼付 写真及び記事を掲載	掲載可能な協賛物品に協賛者名を記載
	30万円未満 10万円以上	協賛者バナー貼付	
	10万円未満	協賛者名掲載	

個人	10万円以上	写真及び記事を掲載	掲載可能な協賛物品に協賛者名を記載
	10万円未満 5万円以上	協賛者名掲載	
	5万円未満	協賛者名掲載	

**備考**

- (1) 協賛物品は、市場価格に金額換算して評価し、金額換算が困難である協賛内容については、別途協議して対応する。
- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (3) 同一者から複数回にわたり協賛の申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。